

「琉球古典音楽 野村流音楽協会・師範会」並びに
「琉球古典音楽 野村流音楽協会・教師研修会」
規程の一部改正について

<現行>

(組織及び運営)

第3条 師範会、教師研修会の組織及び運営について次のとおりとする。

- 1 師範会に次の役員をおく。
 - (1) 幹事、若干名
- 2 教師研修会に次の役員をおく。
 - (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 幹事 若干名
- 3 役員は、会員のなかから互選し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 第1項及び第2項の役員は、幹事会を構成し研修会の運営に当たる。
- 5 研修に必要な指導助言者若干名を委嘱する。

<改正案>

(組織及び運営)

第3条 師範会、教師研修会の組織及び運営について次のとおりとする。

- 1 師範会、教師研修会に次の役員をおく。
 - (1) 幹事、若干名
- 2 師範会の役員は、会員のなかから互選し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 教師研修会の役員は、各支部輪番制とし、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 第2項及び第3項の役員は、幹事会を構成し研修会の運営に当たる。
- 5 研修に必要な指導助言者若干名を委嘱する。

附則

この規程は、令和7年5月18日より施行する